

令和元年 10 月 21 日
環境生活部ダイバーシティ社会推進課

県の附属機関における女性委員の割合等について

1 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」(以下、要綱)

【目的】

政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、県の附属機関への委員の選任にあたり、女性の参画を促進することを目的とする。

【目標】(令和2年4月1日時点)

- (1) 女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる構成の附属機関の数が、全附属機関数の66.7%となること(3人以下の委員で構成される附属機関を除く)。
- (2) 女性委員のいない附属機関については、その解消を図る。
- (3) 全附属機関における女性委員の割合を40%とする。

(平成31年4月1日改正・施行)

2 今年度の実績値(平成31年4月1日現在)

要綱に基づく上記目標の実績値は、以下のとおりでした。

- (1) 女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる附属機関の割合 **63.6%**(前年度比 **2.1ポイント増**)
- (2) 女性委員のいない附属機関の数 **5機関**(前年度比 **1機関増**)
- (3) 全附属機関における女性委員の割合 **31.9%**(前年度比 **0.2ポイント減**)

(上記の主な要因)

女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる附属機関は、新たに5機関が割合を満たし、全体の割合の増加につながりました。

全附属機関における女性委員の割合の減少要因として、新設された附属機関に女性委員が少なかったこと、改選により女性委員が半減した附属機関があったことが挙げられます。

3 実績値の増減の内訳

(1) 女性委員の割合が40%以上60%以下となる附属機関数(59→63)

①新たに割合を満たした附属機関(5機関)

- No. 31 三重県がん対策推進協議会(医療保健部)
- No. 42 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会(子ども・福祉部)
- No. 48 三重県障がい者差別解消調整委員会(子ども・福祉部) ※新設
- No. 52 三重県公害審査会(環境生活部)
- No. 53 三重県公害事前審査会(環境生活部)

②割合を満たさなくなった附属機関(1機関)

- No. 98 三重県障害児就学指導委員会(教育委員会事務局)

(2) 女性委員のいない附属機関の内訳 (4→5)

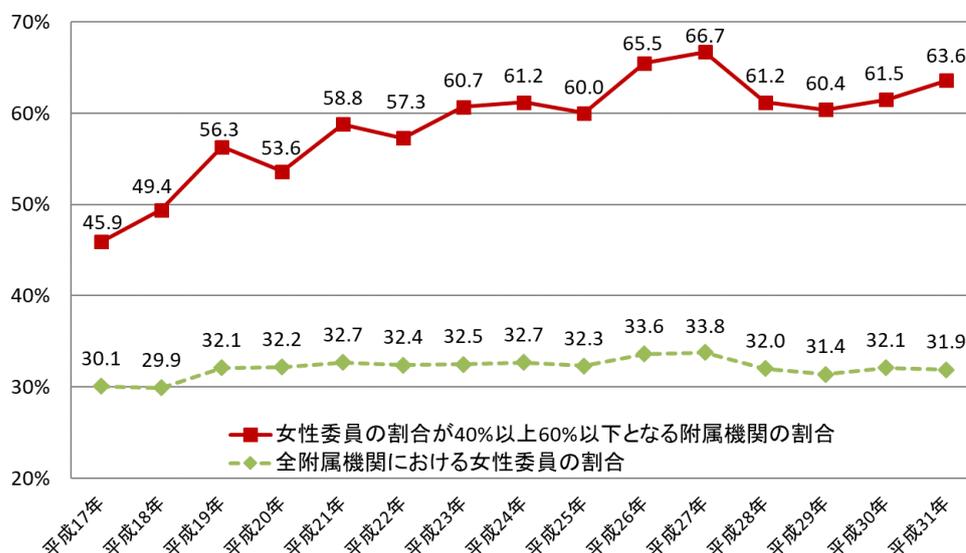
- No. 30 三重県難病医療審議会 (医療保健部)
- No. 38 三重県尾鷲保健所感染症診査協議会 (医療保健部) ※女性1名→0名に減
- No. 40 三重県薬物等評価委員会 (医療保健部)
- No. 102 三重県天然記念物日本鶏審査会 (教育委員会事務局)
- No. 103 三重県天然記念物紀州犬審査会 (教育委員会事務局)

(3) 全附属機関における女性委員の割合の主な減少要因 (32.1%→31.9%)

- No. 25 三重県地域医療対策協議会 (医療保健部) ※新設、26名中女性4名にとどまる
- No. 26 三重県介護保険審査会 (医療保健部) ※女性11名→6名に減

4 実績値の変遷 (平成17年度以降)

女性委員の割合が40%以上60%以下となる附属機関の割合は、2年連続で増加しており、長期的にも増加傾向にあります。全附属機関における女性委員の割合は、平成19年度以降31~33%台で推移しており、横ばいの状況です。



5 今後の対応

あらゆる分野の政策・方針決定過程において、男女のいずれか一方に偏ることなく、意見を反映していくことが重要です。不断の取組が必要であることから、各部局においては、引き続き次の対応をお願いします。

- ①肩書やポストなど慣行による委員の選任を見直し、対象者の範囲を広げる。
- ②各団体等に対し、政策・方針決定過程における男女共同参画の重要性について理解を求めるとともに、女性委員の推薦に配慮いただく旨を文書に記載する。
- ③一般公募委員枠を設け、新たな女性人材を発掘する。
- ④専門分野の女性人材発掘に取り組むとともに、環境生活部が整備する、委員候補となる女性人材情報を掲載した「アイリス人材リスト」を活用する。
- ⑤附属機関の根拠となる条例を制定または改正する場合には、女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる組織にする旨の条項を規定するよう努める。
- ⑥上記①~⑤の取組をしてもなお、女性委員の割合が委員総数の40%未満となる場合、概ね3か月前に環境生活部への事前協議を必ず行う。

※資料1~3の内容について、会議終了後すみやかに報道資料提供を行う予定です。